

現 行	改 正 後
<p>別紙様式 19</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(商 号) (代 表 者 氏 名) 殿</p> <p style="text-align: center;">財 務 (支) 局 長 印</p> <p style="text-align: center;">管理型信託業の登録〔登録の更新〕の拒否について</p> <p>年 月 日付で申請のあった管理型信託業の登録〔登録の更新〕申請については、下記の理由により拒否したので、通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく<u>異議申立て</u>をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否の理由</p>	<p>別紙様式 19</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(商 号) (代 表 者 氏 名) 殿</p> <p style="text-align: center;">財 務 (支) 局 長 印</p> <p style="text-align: center;">管理型信託業の登録〔登録の更新〕の拒否について</p> <p>年 月 日付で申請のあった管理型信託業の登録〔登録の更新〕申請については、下記の理由により拒否したので、通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p><u>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否の理由</p>